

在宅難病患者・家族支援事業のご案内

自宅で療養している難病患者さんのご家族の
介護負担を軽減します。



次に該当する方で、対象要件を満たしている方が対象です。

☆特定医療費（指定難病）受給者

☆特定疾患治療研究事業対象疾患医療受給者

※小児慢性特定疾病医療受給者は「自立支援事業のご案内」をご覧ください。

一時入院支援

対象者は、①又は②の方です。

①「人工呼吸器を装着した方」

②「気管切開を実施した方」

1回当たり7日間、年間28日間（気管切開のみの方は14日間）まで、介護者が休養したいとき、病気で介護ができないときなどに、患者さんが一時的に医療機関に入院できるよう支援します。

※本事業が利用できる医療機関は、難病医療ネットワーク推進事業の拠点病院・協力病院・在宅療養支援医療機関です。なお、病院の空きベッドの状況、症状などによっては、一時入院が難しい場合がありますのでご了承ください。

介助人派遣

対象者は、①又は②の方です。

①「人工呼吸器を装着した方」

②「気管切開を実施した方」

介護者が休養したいとき、病気で介護ができないときなどに、“1月当たり10時間まで”家政婦等の介護サービスを県の費用で利用できます。

※介助人（家政婦）の交通費は自己負担になります。

（問い合わせ先）

県西健康福祉センター Tel 0289-62-6225

今市健康福祉センター Tel 0288-21-1066

県東健康福祉センター Tel 0285-82-3323

栃木健康福祉センター Tel 0282-22-4121

県南健康福祉センター Tel 0285-22-1509

矢板健康福祉センター Tel 0287-44-1297

県北健康福祉センター Tel 0287-22-2679

烏山健康福祉センター Tel 0287-82-2231

安足健康福祉センター Tel 0284-41-5895

宇都宮市保健所 Tel 028-626-1114

栃木県保健福祉部健康増進課 Tel 028-623-3086